



確にん/

プレミアム付商品券

10月の消費税・地方消費税の10%への引き上げに伴い、所得の少ない人や子育て世帯の消費に与える影響を緩和するために、プレミアム付商品券を販売します。購入できるのは、次の①・②のいずれかにあてはまる人です。なお、両方にあてはまる人は、どちらも購入できます。

▼問い合わせ先

商品券について

産業建設課 産業振興室
☎26-2280(直通)

町県民税の課税状況について

財務課 税務室
☎26-2237(直通)

①平成31年度の町県民税が非課税の人

(課税されている人の扶養となっている人、平成31年1月1日時点で生活保護を受けている人などを除く)

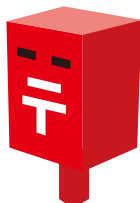


②平成28年4月2日から令和元年9月30日までに生まれた子どもがいる世帯主



①にあてはまる人へ申請書を発送しました。購入希望者は、**12月2日(月)までに申請書をポストへ投函または産業建設課へ提出**してください。

※対象と思われるのに申請書が届かない人は、お問い合わせください。なお、所得の変更などにより対象または対象外となる場合があります。



①にあてはまる人で申請書を提出し、該当となる人と②にあてはまる人へ、**商品券が購入できる「購入引換券」を9月中旬から順次発送**します。

※②にあてはまる人へは、以下のスケジュールで発送します。

子どもの誕生日	発送時期(予定)
H28.4.2~R1.6.1	9月中旬
R1.6.2~R1.7.31	10月上旬
R1.8.1~R1.9.30	11月上旬

購入引換券が届いたら商品券を購入

購入場所 吉岡町商工会(南下1375-3)

購入方法

購入引換券を提示して、現金で購入してください。
※本人確認書類(運転免許証など)が必要です。

購入限度額

1セット4,000円(500円券×10枚)で、最大5セット購入できます。

購入可能期間 10月1日(火)~2月28日(金)

土日祝日を除く日の9:00~17:00

注意事項

購入引換券は再発行できません。大切に保管してください。

その他、詳しくは購入引換券をご確認ください。

町内の事業所で商品券を使用

使用できる期間 10月1日(火)~3月31日(火)

使用できる事業所 町内の登録事業所

※購入引換券同封のチラシまたは町ホームページで確認してください。

注意事項

- ・お釣りはできません。
- ・購入した商品券の返品、現金との交換、第三者への転売や譲渡はできません。
- ・商品券の有効期間を過ぎた場合は無効となり、払い戻しできません。

※使用できないもの:不動産・金融商品・たばこ・商品券、プリペイドカードなどの換金性の高いもの・風営法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係るもの・国税、地方税や使用料などの公租公課 など